ネットワーク

がんばってまーす

効果的な「公害指導」ができるように



静岡県富士市環境部環境保全課主

富士市は、富士山の南麓、駿河湾を望む場所 にあり、静岡県では東部に分類される地域にあ ります。現在の人口は約25万人で、富士山周辺 に由来する豊富な地下水・湧水資源があること、 東京へ約 140 km、名古屋へ約 170 kmという立地 から、製紙業を始めとした産業や流通の拠点と して大きく発展してきました。

有名なところでは、日本全国のトイレットペ ーパー製造の約3割を富士市が担っていること があげられます。特にホテルや商業施設などで 使用されている個包装のものは、富士市で生産 されたものが多いといわれていますので、意外 と皆様の周りにも富士市からお届けしたものが あるかもしれません。



富士市で生産されたトイレットペーパー

さて、私が所属する富士市環境部環境保全課 は、大気騒音担当、水質担当、自然保護担当の 3担当14名の職員で構成されており、私は大気 騒音担当の5年目職員として、大気汚染測定局 の運用、届出審査、立入検査、公害苦情相談の

対応などを行っています。公害苦情相談につい ては、年間80件程度、5年間で400件程度を 経験してきました。今回は公害対策業務に就い たころの苦労と、自分なりに乗り越えた方法を 少し、お話しさせていただきます。

まず、私のこれまでの経歴、と言いますか、 バックグラウンドをお話ししたいと思います。 もともと私は、コンピュータ関係の民間企業を 経由して、新卒より少し遅れた25歳で入庁しま した。前歴に配慮いただいたものと思いますが、 最初の配属は情報部門で、ここで庁内システム の開発・運用を担当させていただきました。次 に、市立病院のシステム部門に移動し、院内ネ ットワーク回線の再構築や、電子カルテのシス テム更新を経験しました。その後、社会教育部 門を1か所経験し、当課に異動した形となりま す。そんなわけですから、もともと、環境に深 い知識があったわけでも、苦情相談解決のプロ でもありませんでした。

そんな私が、異動後、公害苦情相談対応を始 めたときに強く意識したのは、まずとにかく勉 強したほうが良いということ。正直なところ、 環境法令は黒か白かの判断が難しいものが数多 くあり、法令、規則、通知、場合によっては判 例まで読まなければ判断が難しいものがあると 感じています。また、公害の各規制法には、「犯 罪捜査のために認められたものと解釈してはな らない」という前提はありますが、公害発生施 設に対する強い立入検査権があります。目的が 違うとはいえ、犯罪捜査のために令状を用いて

捜索押収を行う警察官は、半年以上警察学校で 教育を受けた上で実務につきます。対して、我々 行政職員は配属されたその日から実務を行うこ とが大半です。知識がないから分からない、と いう言い訳が許されないところがあります。

とはいっても、業務を行いながら幅広く知識 を学ぶにはとても時間が足りません。そこで当 時の私は、まず「よくあるケース」への対応方 法や、相談者への応対、測定方法などを優先し て覚えるようにしました。どの自治体にも「よ くある苦情相談」はあると思います。建物が密 集しているエリアでは特定建設作業による苦情 相談が多いでしょうし、繁華街が多ければカラ オケ騒音、臭気を発生しやすい産業や農地が多 ければ悪臭苦情相談など…。これらが来ること を想定して、苦情相談があったときに聞いてお きたいこと、その際の話し方、規制基準の有無、 測定方法、施設の基礎知識などを整理し、要点 ノートを作り、まず、相談者に「この人に任せ て大丈夫なのか」と不信感を抱かれないよう、 スムーズにご案内できることを目指しました。 コンビを組んで対応していた相方が技術面をフ ォローしてくれたこともあり、着任から半年く らい経つと、うまく立ち回ることができるよう になりました。

しかし、2年目を迎え、担当する業務が騒音か ら大気に変わったところで状況が変わりました。 コロナ禍によって交代勤務が導入され、相方に 頼ることができなくなってしまったのです。こ れまで経験したことのない苦情相談に対して、 付け焼刃の知識でなんとか相手方を指導する機 会が続きました。

そんな中、苦情相談の相手方の企業に規制値 を守ってほしいと話に行った際に、こんなこと を言われました。「基準を守れていないことは 分かった。でも、自分たちでできる限界が今の 施設の状況と考えており、どうしたらよいのか 具体的に教えてほしい。それが分からないと動 けない」。付け焼刃の知識では具体的な対策な

ど提案できず、また一つ壁につき当たったので した。

ここで、私がとった行動は、自身が担当する 法令に加え、関連する分野の知識まで広げて身 に着ける、という選択肢でした。例えば、大気 汚染防止法のばい煙発生施設については、規制 施設の大半を占めるボイラーの構造や燃料のこ とを勉強して、ボイラー技士や危険物取扱者の 免許を取りました。同様に、揮発性有機化合物 (VOC) や特定粉じん(石綿)が引き起こすり スクや排出抑制の実務を理解するために、労働 安全衛生法の作業主任者講習を受け、衛生工学 衛生管理者免許や石綿含有建材調査者の資格な どを取得しました。

あえて、資格まで取ったのには理由がありま す。これらの資格は、そのほとんどが、指導対 象企業の労働者を守るための法令に基づく必置 資格です。企業の安全・環境・原動部門の担当 者は、大抵、これらの資格を持っています。自 分も同じフィールドに立つことで、相談者の要 請を実現するためだけれども、あなた方の事情 も理解した上で改善を提案していますよ、とい う説明を信用していただき、スムーズに対策を 行っていただけることが増えたと感じています。

色々な方法があると思いますが、自分として は、今後も行政の立場として、相手側と対等以 上に話せる知識や技能を持てるよう努力し、効 果的な「公害指導」ができるよう、日々研鑽し て業務に励みたいと思っています。

簡単なご紹介になりましたが、こんな職員も いるんだ、ということで、みなさまのご参考に なれば幸いです。



臨海工場群と富士山(初夏)